

外務省での勤務を通じて

平成 30 年 10 月
外交実務研修員 川端 千翔
(長崎県から派遣)

1 はじめに

外務省国際文化協力室において、外交実務研修員として勤務しております川端と申します。庁舎の前に綺麗に咲いた桜を写真に収める余裕も無く、不安と緊張の中に迎えた初日から、早いもので約1年半が経ちました。外務省のグローバル外交ネットを通して本稿にたどり着いているのは、外務省への派遣が決まった都道府県職員の方、外務省への職員派遣を検討している自治体の方、外務省の地方連携施策に関心がある方等が大宗を占めるのではないかと思います。少しでも参考になれば幸いです。

2 外交実務研修員制度

外交実務研修員制度とは、外務省が、同省と地方自治体間の関係強化・相互理解促進及び、地方の国際化促進のための人材養成等の目的に資するため、全国都道府県及び政令指定都市等の地方自治体から、毎年十数名程度の職員を外交実務研修員（基本的に本省勤務2年＋在外公館勤務2年）として受け入れる人事交流制度です。配属先は様々ですが、いずれの部署においても、今後に生かせる貴重な外交実務の経験を積むことができます。

また、同時期に全国各地から派遣されてくる地方自治体職員との横の繋がりが持てます。地方自治体からの出向職員という立場同士で、時には励まし合い、時には様々な議論をしながら過ごす中で培った繋がりは、親元へ戻った後も大きく生かせると感じています。

3 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録

私が勤務している国際文化協力室は、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）や国連大学を所管しています。その中で私は、ユネスコ「世界遺産」に関する業務、特に先日までは、本年6月にめでたく世界遺産となった「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（以下、「長崎」という。）の世界遺産登録へ向けた業務に主に携わっていました。

世界遺産の審査は、毎年2月1日までに、各国がユネスコに対し世界遺産候補案件の推薦を行い、同年夏の専門家による調査を経て、翌年5月初旬頃に世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）による評価・勧告が出され、この勧告をもとに夏の世界遺産委員会で登録の可否が審議され

るといふ流れで行われます。推薦書提出から登録までのサイクルは、約1年半です。

「長崎」は、伝来期・禁教期・復活期の3つの段階からなる、日本におけるキリスト教の伝来と受容のプロセスを示す代表的な事例として、平成27年1月に一度「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として推薦書を提出しましたが、翌28年、審査の過程でイコモスから、約2世紀半もの長きにわたり潜伏しながらキリスト教への信仰を継承した「禁教期」については世界的にも類を見ないと一定の評価が得られたものの、伝来期及び復活期については、世界的な見地からは世界遺産としての価値を見出すことはできず、禁教期との関連を軸に全体を再構成すべき、との評価が下されました。

これを受けて、政府は関連自治体と協議の上一度推薦を取り下げ、イコモスの助言を受けながら推薦書の仕立て直しを行い、平成29年1月に改めて、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として推薦を行いました。その後、専門家による調査を経て、平成30年5月にイコモスから、世界遺産一覧表への「記載（登録）」が適当との勧告がなされました。これで登録がなされるわけではなく、同勧告をもとに、最終的には21か国からなる世界遺産委員会委員国が、世界遺産委員会において登録の可否を審議します。

そのため、当室では、文化庁、長崎県、熊本県等と密に連携し、どのように「長崎」の資産価値を正しく世界遺産委員会委員国に伝え、登録を確実なものとするかという点にフォーカスして説明戦略の検討を重ね、「長崎」の世界遺産登録の可否が審議される第42回世界遺産委員会（平成30年6～7月、於：バーレーン・マナーマ）の直前まで関係者への説明を続けました。

その結果、同委員会における「長崎」の審議の場において、本件資産の登録を支持する発言が多く委員国からなされました。その内容は決して形だけの賛辞ではなく、日本がいかに関心を持って本資産を本当に価値あるものとして推薦したか、なぜこの資産が世界遺産にふさわしいのか、といった点を理解した上での中身ある発言でした。その後、議長の木槌の音と共に、「長崎」を世界遺産



第42回世界遺産委員会会場



「長崎」登録直後の日本政府代表団席

として登録する旨の決議案が全会一致で採択されました。

その瞬間、出向者という立場で国と県の間で時には板挟み状態になりながらも本件登録に向け様々な調整を行ったことや、打合せ等で資産の所在する自治体に足を運ぶたびにひしひしと感じた、県や市町村関係者を含む地元の方々の本件登録にかかる並々ならぬ思い等、多くのことが頭の中を駆け巡りました。平成19年にユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録されて以降、紆余曲折を経て登録に至るまで実に十年以上の歳月を費やしており、多くの関係者の方々の長年に渡るご尽力が実を結んだことを思うと、今回の登録を本当に嬉しく思うと共に、胸が熱くなりました。また、長年本件登録活動にご尽力された方々と比べると本当に短い期間ですが、長崎県職員として、本件登録に係る仕事に従事させていただけたことは、今後の糧となる大変ありがたく貴重な経験でした。

4 外務省と地方自治体の連携

外務省は、地方を外交上の重要なプレーヤーとして位置づけており、地方との緊密な連携によりオールジャパンでの「地方の海外展開」を推進するために、平成18年8月に地方連携推進室を設置しました。外交実務研修員は、研修の一環で同室にて2か月間勤務することになっており、私も現在同室にて第一回目の短期研修中（9月中旬～10月中旬）です。

近年、各地方自治体においても、特産品の輸出拡大や海外企業の誘致、インバウンド誘客、都市間における文化・経済交流等、多様な海外展開の動きが見られます。同室では、これらの動きを支援するため、駐日外交団の地方視察ツアーや、外務大臣と地方自治体の首長との共催で行うレセプション等、地方の魅力を海外に発信するための様々な事業を行っています。

地方自治体職員として同室での勤務を経験できる最大の意義は、「自治体としてどのように国（外務省）を活用できるか」という点に関するイメージが多少なりとも掴めることにあると思います。海外展開を自治体のみでリソースで行おうとすると、どうしても難しい部分も出てくるため、（同室に限らず、また、在外公館も含め）外務省内でどのような地方自治体支援・連携のスキームを有しているかにつき把握し、同省の持つネットワークや情報、ノウハウ、財源等を自治体としていかに生かしていけるか、という視点を持つことが大事だと考えます。この点は、地方自治体からの出向者として、地方連携推進室での勤務期間中に限らず、常々意識して日々の仕事をしていきたいと思っています。

5 おわりに

地元から出てきて右も左も分からない中、たくさん迷惑をかけながらも、国際文化協力室の皆さまに暖かく丁寧なご指導をいただき、約1年半、多くのか

けがえのない経験をすることができました。この機会に改めて、同室をはじめとする外務省の皆様へ深く御礼申し上げます。外務省で得たご縁を大切に、将来に繋げていきたいと思っております。

また、外務省の勤務を開始して約1年半が経った今でも、まだまだ多くのことが真新しく日々勉強の毎日です。未だに県庁時代とのギャップに戸惑うことも時にはありますが、全ての経験が自らの糧になるという思いで、残り半年弱の本省での勤務を大切に過ごし、今後には生かしたいと思っております。